

盛岡広域振興局長告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和5年7月21日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1(1) 路線名 282号
- (2) 供用開始の区間 滝沢市菓子1561番1地先から砂込886番5地先まで
- (3) 供用開始の期日 令和5年7月24日
- (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
  - イ 期間 令和5年7月21日から同年8月21日まで